

豊中市精神障害者地域生活支援促進事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、精神障害者及びその家族等が地域の一員として安心して自分らしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年5月1日法律第123号)第47条に規定される相談指導等の一環として多職種チームが訪問支援等を行い、医療をはじめ福祉、介護、教育、就労等個々に応じた必要な支援が適切に提供されるよう努めるとともに、障害の有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、豊中市(以下「市」という。)とする。

2 市は、本事業に係る事務のうち、多職種チームによる訪問支援に係る事務を、精神科病院を運営する法人や精神科訪問看護基本療養費の算定要件を満たす訪問看護事業所に委託して実施できるものとする。

(事業内容等)

第3条 市は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 保健・医療・福祉等関係者による協議の場の設置

精神障害者等にかかる地域包括ケアシステム構築に向けた地域課題の共有と必要な取組み等を検討するため、保健・医療・福祉等関係者による協議の場を設置する。

本事業は豊中市メンタルヘルス計画に基づく取組みの一つであることから、協議の場は、計画の推進体制である豊中市メンタルヘルス対策推進会議ネットワーク会議の下に専門部会として位置づけることとする。

協議会を運営するにあたっては、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき設置される地域自立支援協議会との連携を図ることとする。

(ア) 参加者

精神障害者等の地域生活にかかわる保健、医療、福祉、教育、就労等の関係者。

(イ) 協議内容

- a 多職種チームによる訪問支援事業に係る事項
- b 措置入院者等退院後支援事業に係る事項
- c 自殺未遂者等相談支援事業に係る事項
- d 精神障害者にかかる地域包括ケアシステムの構築に資する事項

(2) 多職種チームによる訪問支援事業

精神障害者の地域生活を支援するため、多職種チームによる訪問支援(以下「訪問支援」という。)を行い、支援対象者及び家族等(以下「対象者」という。)の状態等に応じて、医療等必要な支援が適切に提供されるよう努める。また、個別支援を通じて、保健・医療・福祉等の連携による重層的な支援体制の構築を図ることとする。

(ア) 実施体制等

精神障害者の地域生活を支援するために、支援対象者の状態に応じ医療面、生活面等にかかる必要な相談支援が適切に提供できる体制として、保健医療職と福祉職等で構成する多職種チームを設置する。

チームの設置にあたっては、次に掲げる事項に留意することとする。

- a 予め、チームの活動等に十分対応できる人員を確保するとともに、責任者を明確にしておく。
- b 原則として、対象者からの相談に対して 24 時間 365 日対応できる体制を取る。但し、夜間・休日については電話による対応でも可能とする。
- c チームは、精神保健福祉士、看護師または保健師、作業療法士、臨床心理士のうち 3 職種以上のスタッフで構成する。
- d チームが支援を行うにあたり、必要に応じて医学的な判断や助言を得るため、精神科医師と十分に連携が図れる体制を取る。

(イ) 支援対象者

保健所が精神保健福祉相談として相談支援を行った者のうち、以下のいずれかに該当する者とする。

- a 精神疾患が疑われる未治療者（「ひきこもり」の状態にある者を含む。）で、医療や福祉等のサービス導入なしには地域生活を継続することが困難と判断される者
- b 精神科医療の中断者
- c 精神科病院への入退院を繰り返す者
- d その他、市が必要と認める者

(ウ) チームの活動等

対象者が安心して地域生活を継続できるよう、以下に掲げる事項に留意し、保健、医療、福祉及び生活にかかる包括的な相談支援を行うこととする。

- a 訪問支援導入決定時のアセスメント及び支援計画に基づき、原則として週 1 回以上の頻回かつ集中的な訪問支援において、支援対象者及び家族等への心理的及び社会的なサポートを行うとともに、医療等の必要性について理解を促し、地域生活継続のために必要な医療や福祉等サービスの調整と導入を図る。
- b 初回訪問は、保健医療職と福祉職それぞれ 1 名以上の計 2 名以上で行い、対象者に対する多面的な観察と評価、必要に応じて支援計画の見直し等を行う。
- c 対象者にかかる支援計画や支援内容等については、日々のカンファレンスにおいて共有し、対象者からの電話相談や保健所相談支援担当者（以下、「保健所担当者」という。）からの照会等に対してチームとして責任をもって対応できるようにする。
- d 支援の方法については、連携する精神科医の意見も踏まえ、チーム内でのカンファレンスにおいて十分議論し実施する。
- e 支援期間は、医療等サービスの導入や関係機関等との連携調整ができるまでの間とし、概ね 6 か月を目安とするが、個々の状況に応じ十分な協議を行うものとする。
- f 支援にあたっては、必要に応じて保健所担当者が同行訪問を行うなど連携を密にする。また、チームの訪問支援終了時には、保健所担当者に必要な引継ぎを行う。

(エ) 訪問支援及び事業に係る評価検討会議

チーム員及び連携する精神科医、保健所担当者が参加する訪問支援及び事業に係る評価検討を行う会議を設置する。会議には、必要に応じて外部関係機関の参加を求めることができることとする。

原則として月 1 回開催し、以下の事項について検討を行う。

- a 対象者に係る情報及びアセスメントの共有
- b 訪問支援導入の決定と支援計画、支援方法の確認
- c 訪問支援の評価及び支援計画、支援方法の見直し
- d 訪問支援終了の決定と保健所担当者への引継ぎ
- e 包括ケアシステム構築推進にかかる評価

(オ) 記録及び報告

チームは、訪問支援及び電話相談の内容、カンファレンスでの検討結果、評価検討会議での検討結果等について、対象者ごとの記録を作成し適切に管理する。

また、本事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、事業実施状況について別途定める様式により報告を行うこととする。

(カ) 事業の周知及び関係機関等との連携

訪問支援を必要とする人が本事業を活用できるよう、市民及び関係機関等に対して広く周知を行うとともに、本事業の利用にかかる相談は、保健所が精神保健福祉相談として対応する。

訪問支援を行うにあたっては、医療、福祉、介護、教育、就労等に係る関係機関・団体等との連携を図り、包括ケアシステムの構築に努めることとする。

(キ) 個人情報の保護等

チーム員及び本事業の関係者は、支援対象者及び家族等の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期するものとし、個人情報に関する管理責任者を定めるとともに、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(留意事項)

第 4 条 事業を実施するにあたり次の事項に留意する。

- (1) 本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、身上等によって差別的取り扱いをしてはならない。
- (2) 本事業の円滑な実施を図る観点から、医療機関、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、社会福祉協議会等の関係機関・団体などと連携を図り、協力体制の構築に努める。
- (3) 精神障害者にかかる地域包括ケアシステムの構築推進に向けて国が実施する会議や調査等に協力する。

附則

この要綱は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。